

心臓疾患を有する小学校6年生が マラソン練習中に急性心不全死した事故

「マラソン練習中の死亡事故」

(大阪地裁堺支部、平成5年12月12日判決 損害賠償請求事件、判例時報1511号113頁)

弁護士 望月 浩一郎

心臓疾患を有する小学生Aは、マラソン大会前日の合同練習で約2km走ったところで急性心不全で死亡した。Aの両親Xは、学校長及び教諭のカリキュラム作成、実施についての過失を主張して損害賠償請求した。判決は、Xのいずれの主張も認めず、請求を棄却した。

1. 事故はどのようにして起こったか

Aは、Y市立B小学校6年に在籍する女子であった。

B小学校では、平成2年2月7日の授業時間に、Aを含めた6年生全員が、翌日予定されていたマラソン大会のため、担任のD教諭らの指導の下、校庭（1周200m）を2周した後、学校の周囲を走る合同練習（全長約2,050m）をしていたところ、Aは、ゴールの手前約80mの地点で突然倒れ、直ちに病院に搬送されたが約2時間後心室性期外収縮に起因する急性心不全のため死亡した。

心室性期外収縮とは、心房からの刺激を受ける前に心室自体からの刺激によって心室が収縮する状態をいい、不整脈の一種である。期外収縮には基礎疾患のあるものとなないものがあり、基礎疾患のないものは生命に対する危険度は少ないといわれている。Aの健康診断結果及び医師の指示は以下のとおりである。

① 昭和61年1月（Aが2年生の時）実施の定期健康診断

心室性期外収縮が発見され、精密検査の結果、Aの心室性期外収縮は基礎疾患のない良性のものとして診断された。管理区分はE3＝要観察（異常あるとき及び1年に1ないし2回の観察を必要とする）とされ、医師は、Aに対し、耐寒かけ足、耐寒遠足、登山、体育系クラブ活動等の各種学校行事への参加を、体調良好時に限る旨の条件を付けて許可した。

② 昭和61年10月（Aが3年生の時）実施の定期健康診断

心室性期外収縮が認められたが、管理区分はE3（体育実技は軽い運動、中等度の運動及び強い運動のいずれも可。部活動は軽度、高度いずれも可）。

③ 昭和62年10月（Aが4年生の時）実施の定期健康診断

心室性期外収縮は認められなかったが、管理区分は前年と同一であった。

④ 昭和63年9月（Aが5年生の時）実施の定期健康診断

心室性期外収縮（散発）が認められ、管理区分は前年と同一であった。

⑤ 平成元年10月（Aが6年生の時）実施の定期健康診断

心室性期外収縮は認められなかったが、管理区分は前年と同一であった。

前記定期健康診断に基づく心臓疾患検診管理指導表及び医師の意見書は、いずれもB小学校に送付され、D教諭は、保健担当教諭と協議の上、Aの心室性期外収縮について、管理区分E3であり、運動や各種行事に他の児童と同じように参加させてよいが、本人から体調不良等の訴えがあったときは慎重に対処しなければならない旨認識していた。

Aは、体育授業、各種行事をほとんど休むことなく、5年生時のかけ足訓練、マラソン大会等の各種学校行事に参加していたが、本件事故に至るまで何ら異常はなかった。

2. 裁判所はこの事故をどのように判断したか

XはYに対し、C校長及びD教諭の以下の過失を主張し、国家賠償法1条1項ないし民法715条1項による損害賠償請求をしたが、本判決は、Xの主張をいずれも認めず、請求を棄却した。

1) カリキュラム作成にあたっての過失

Xは、学校長には、Aのように心臓疾患を有する児童が大きな体力的負担を伴う行事をカリキュラムとする場合には、専門家たる医師の意見を反映させる措置をとるべき義務があるところ、C校長はこの義務に違反した旨主張した。本判決は、C校長は、

① 定期健康診断の結果及び医師の意見を把握していたこと、

② Aが各種学校行事に参加しながら何ら異常がなかったことを把握していたこと、

に照らして、「Aの心室性期外収縮の程度、態様等に特段の考慮を払わず、医師の意見を全



く聴くことなく漫然と本件カリキュラムを作成したということとはできない」と判示した。

2) カリキュラム実施にあたっての過失 (1) - C校長の過失

Xは、学校長には、大きな負担を伴うカリキュラムを実施する場合には、

- ① 近接した日時に健康診断等を実施し、児童の身体的欠陥の発見に努める義務、
- ② 身体的欠陥が存在するか若しくはその疑いがある場合には、カリキュラムの実施について、担任教諭に対し特に注意を払うように指導すべき義務、

があるところ、C校長はこの義務に違反したと主張した。本判決は、

- ① 本件カリキュラムの実施は6年生にとって体力的に特に多大な負担を課するものであったとまでは認められないこと、
- ② B小学校では毎年10月ごろ定期健康診断を実施していること、
- ③ 心臓に異常のある児童については、担任教諭にその内容を知らせ、心臓疾患検診管理指導表等によって平素から管理していたこと、

などの認定事実の下では、「本件カリキュラムの実施にあたり、近接した日時に、特にそのための健康診断を実施し、担任教諭に対して特別の指導を与えるまでの義務を本件小学校長に認めることはできない」と判示した。

3) カリキュラム実施にあたっての過失 (2) - D教諭の過失①

Xは、担任教諭には、カリキュラムを実施していくうえで、個々の児童の体力等に応じて個々具体的かつ弾力的に適切な配慮をすべき義務があるところ、D教諭はこの義務に違反したと主張した。本判決は同義務があることは認めるも、

- ① 本件事故2日前の耐寒登山ではゆっくり登山させ、遅れた児童の速度に合わせて登山させるなどの配慮をしていること
- ② マラソン練習は、完走が目的であって個々の児童が自己のペースで走るように指導していたこと、
- ③ 個々の児童からの申し出や父母からの通知によって、個々の児童の体調を把握して、体調不良の児童には必ず参加をやめさせる措置をとっていたこと、

などの認定事実の下では、「D教諭らは、個々の児童の体力等に配慮して本件カリキュラムを実施していた」と判示し、義務違反を否定した。

4) カリキュラム実施にあたっての過失 (3) - D教諭の過失②

Xは、担任教諭には、Aの健康状態を確認し、また、体調の悪い児童や疾患のある児童には、休息をとらせたり、ゆっくりと走るようになどと個々の児童の体調等に合わせて具体的に指導する義務があるところ、D教諭はこの義務に違反したと主張した。本判決は同義務があることは認めるも、

- ① Aは、耐寒登山に参加した際及びその後において、特に異常はなく、
- ② 本件事故発生当日のマラソン練習参加に際しても、特に体の不調を訴えることがなかったこと、
- ③ D教諭らがマラソン練習前に個々の児童の体調を確認し、その結果、6年生女子120名中31名が見学し、9名が参加を取り止めたこと、
- ④ D教諭は、常日頃から、児童に対して体調が悪いときは早めに申し出るように指導して

いたこと、

との認定事実の下では、「D教諭は前記の各注意義務を尽くしていたというべきであるから、同教諭に原告ら主張の過失があったと認めることはできない」と判示した。

3. 本判決の解説と問題点の整理

公刊集に掲載された長距離走での事故判例としては、中学生の急性心不全死事故（東京地方裁判所昭和56年6月29日判決・判例時報1027号90頁）、高校生の心不全死事故（大阪地裁昭和48年11月20日判決・判例時報749号87頁、静岡地裁富士支部昭和63年10月4日判決・判例時報1309号131頁、東京地裁平成7年3月29日判決・判例タイムズ901号216頁）があり、負担の大きなスポーツという点で類似する事案としては、成人のトライアスロンでの水泳中の急性心臓死事故（大阪高判平成3年10月16日・判例時報1419号69頁）がある。

運動時の突然死は、まれではなく、高校生の場合で10万人あたり年約1.9人発生しているとの報告もある。急性心臓死に関しては、未だ医学的な解明が十分ではないが、心臓などの循環器系の何らかの基礎疾患が関係をしているケースがあることが指摘されている。

学校保健法は、「児童、生徒の健康の保持増進を図る」ため、児童らの毎学年定期の健康診断を義務づけ（6条）、同診断にもとづく疾病の予防措置を行い、または治療を指示し、ならびに運動及び作業を軽減するなど適切な措置をとらなければならない旨事後措置についても義務を課している（7条。同法施行規則7条）。また学校医の設置を義務づけ、学校医は学校における保健管理についての専門的事項に関し技術及び指導に従事することとされている（同法16条）。

急性心臓死の原因に対する医学的解明の到達点にかんがみれば、学校における健康診断は、スクリーニングの機能を果たすにとどまり、健康診断での異常所見が得られた児童生徒を対象として精密検査を実施した上で、当該児童生徒、保護者、医師、教員の間での協議をして、負荷の大きな行事への参加の可否を決定する作業が必要である。

さらに、教員は、児童生徒の状況を把握する一般的義務があり、健康診断の結果にかかわらず、個々の児童生徒の動静を注視し、負荷の大きな行事への参加が健康状態に悪影響を及ぼす可能性を認めた場合には、適切な経過観察措置ないし参加の停止・中止措置義務がある。

本件においては、

- ① 本件マラソンを含むカリキュラムが一般的な小学生6年生を対象として特に過重でないこと、
- ② Aに心臓の異常所見は認められていたものの、小学校3年生以降体育実技においても強い運動可とされていたこと、
- ③ Aの発症前の諸事情からも異常を疑わせる所見がないこと、

との認定事実を是認するならば、C学校長、D教諭の注意義務の懈怠を認めることはできないとの本判決の結論は相当である。